

パートナーシップ制度

いちき串木野市では、市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会を実現するためパートナーシップ制度を開始します。

制度の概要

一方または双方が性的マイノリティである2人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任を持ち協力し合う関係であることをいちき串木野市に届出し、市が受領証及び受領カード（運転免許証サイズ）を交付するものです。法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、届出を行ったお二人は、受領証等を用いて、本市が運用する制度や民間サービスを円滑に利用できる場合があります。

また、この制度は性的マイノリティの方々に対する社会の理解の促進につながることを目指すものです。

市民・事業者の皆さまへ

受領証等は、お二人がパートナーシップの届出を行い、いちき串木野市が届出書を受領したことを証するものです。法的な効力が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し安心して暮らすことができる環境づくりのために、受領証等が提示された場合には、本制度の趣旨をご理解いただくとともに、受領証等を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

また、受領証等を提示した方の個人情報の適切な管理やプライバシーの保護につきましてもご配慮いただきますようお願いいたします。

受領カード見本

表

裏

性の多様性について

「LGBT」

一人ひとりに個性があるように、「性」はとても多様なものです。「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーのそれぞれの頭文字を組み合わせた用語で、性的マイノリティの総称としても使用されますが、この4つに限定されるものではなく、これらの言葉では表現しきれない多様な性があり、「LGBTQ+」と表記することもあります。

「カミングアウト」

本人が自らの意思で、自身の性について他の人に打ち明けること

「アウティング」

他者の性に関することを、その人の同意なしに第三者に伝えてしまうこと

※本人の意思に沿わないカミングアウトの強要や

アウティングは絶対に行ってはいけません。